

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

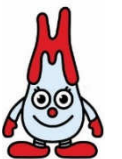
三原市水道部より大切なお知らせ

令和元年（2019年）10月1日から 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

- 「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制が導入されました。
 - 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。
- ※政令の規定により、旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

三原市で指定を受けた日	初回更新までの指定有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間 <small>該当者なし</small>
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象の指定給水装置工事事業者さま宛に、事前に郵送にて通知します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしませんので、ご了承ください。



●指定更新の要件は、新規指定と同様になります。

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- （様式はホームページに掲載）
- ・様式第一号及び第二号
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
 - ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有した者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・自社内研修は調書提出
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

【更新申請についてのお問い合わせ】

工務配水課維持給水係

TEL：0848-64-2294

暮らしの水をささえています

三原市水道部

